

技能検定試験について【カーテンウォール施工】

1. 技能検定の意義

技能検定とは、働く人々の有する技能を一定の基準により検定し、国として証明する国家検定制度（職業能力開発促進法）である。

この検定を行うことによって、作業者の技能習得の意欲を増進させ、職業技能の向上を図り、技能検定に合格した作業者（技能士と称する）を職場の基幹として総合技術力を向上させ、わが国産業の発展に寄与することを目的とし、同時に、技能者の地位の向上をはかるものである。

2. 技能検定の等級区分

技能検定は1級および2級に区分され、次の通りそれぞれの技能程度によって検定を行う。

- 1 級……………一般に熟練と称せられているもののうち、通常的能力を有するものが、努力して到達しうる最高の水準に達したもの。いわば上級の熟練者が有する技能程度
- 2 級……………一般に熟練と称せられているもののうち、ようやくその域に達したものと認められるいわば中級の熟練者が有する技能程度

3. 技能検定の受検資格

カーテンウォール施工者としてカーテンウォール施工の実務経験者でなければならないが、1級、2級とも実務の経験年数が必要で、この年数は、学歴、職業、訓練歴により次のように決められている。また、実務経験の範囲は現場作業のみならず、管理、監督、訓練、教育、研究業務や訓練の受講期間も含まれることになっている。

技能検定の受験に必要な実務経験年数一覧（厚生労働省 HP より該当部抜粋）

単位：年

受検対象者 (※1)		1 級	2 級
		2 級合格後	
実務経験のみ		7	2
専門高校卒業 ※ 2		6	0
専修学校（大学入学資格付与課程に限る）卒業			
短大・高専・高校専攻科卒業 ※ 2		5	0
専門職大学前期課程修了			
専修学校（大学編入資格付与課程に限る）卒業		4	0
大学卒業（専門職大学前期課程修了者を除く） ※ 2			
専修学校（大学院入学資格付与課程に限る）卒業		6	0
専修学校 ※ 3 又は各種学校卒業 (厚生労働大臣が指定したものに限る。)	800 時間以上	5	0
	1,600 時間以上	4	0
	3,200 時間以上	6	0
短期課程の普通職業訓練修了 ※ 4 ※ 10	700 時間以上	5	0
普通課程の普通職業訓練修了 ※ 4 ※ 10	2,800 時間未満	4	0
	2,800 時間以上	3	0
専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練修了 ※ 4 ※ 10		1	0
応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練修了 ※ 10		1	0
指導員養成課程の指導員養成訓練修了 ※ 10		1	-
職業訓練指導員免許取得		0	0
高度養成課程の指導員養成訓練修了 ※ 10			

- ※ 1 : 検定職種に関する学科、訓練科又は免許職種に限る。
- ※ 2 : 学校教育法による大学、短期大学又は高等学校と同等以上と認められる外国の学校又は他法令学校を卒業した者並びに独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者は学校教育法に基づくそれぞれのものに準ずる。
- ※ 3 : 大学入学資格付与課程、大学編入資格付与課程及び大学院入学資格付与課程の専修学校を除く。
- ※ 4 : 職業訓練法の一部を改正する法律（昭和 53 年法律第 40 号）の施行前に、改正前の職業訓練法に基づく高等訓練課程又は特別高等訓練課程の養成訓練を修了した者は、それぞれ改正後の職業能力開発促進法に基づく普通課程の普通職業訓練又は専門課程の高度職業訓練を修了したものとみなす。また、職業能力開発促進法の一部を改正する法律（平成 4 年法律第 67 号）の施行前に、改正前の職業能力開発促進法に基づく専門課程の養成訓練を修了した者は、専門課程の高度職業訓練を修了したものとみなし、改正前の職業能力開発促進法に基づく普通課程の養成訓練又は職業転換課程の能力再開訓練（いずれも 800 時間以上のものに限る。）を修了した者はそれぞれ改正後の職業能力開発促進法に基づく普通課程又は短期課程の普通職業訓練を修了したものとみなす。
- ※ 10 : 職業能力開発促進法第 92 条に規定する職業訓練又は指導員訓練に準ずる訓練の修了者においても、修了した職業訓練又は指導員訓練の訓練課程に応じ、受検資格を付与する。

4. 受検の申請について

《申請方法》

都道府県職業能力開発協会から受検申請書を取り寄せる。

《受検手数料》

都道府県職業能力開発協会が実施する職種

学科試験受検手数料： 3,100 円

実技試験受検手数料： 18,200 円

（上記の標準額を目安に都道府県によって異なる場合がありますので、詳しくは都道府県または都道府県の職業能力開発協会を確認する）

なお、日本でものづくり分野に従事する若者の確保・育成を目的として、34 歳以下（※1）の方が 2 級の技能検定を受検する際に、実技試験の受検手数料が最大 9,000 円減額される。

また、学生は、さらに減額される場合があります。

※1：都道府県または都道府県の職業能力開発協会を確認する

《受検申請時の本人確認書類の添付》

都道府県職業能力開発協会が実施する技能検定については、受検申請時に本人確認書類（写し）の提出が必要です。以下の本人確認書類の写しを、受検申請書とともに提出のこと。

（1）本人確認書類の例（日本人、永住者、それらの配偶者等及び定住者）

- ① 運転免許証、マイナンバーカード（マイナンバーが記載されている箇所は黒塗りすること）、日本パスポート（写真欄）、住民票の写し、その他の日本の官公庁が発行した身分証明書（氏名及び生年月日が確認できるものに限る）
- ② 特別永住者証明書

- ③ 健康保険被保険者証
 - ④ 学生手帳、学生証（氏名及び生年月日が確認できるものに限る）
- （２）本人確認書類の例（１以外の場合）

- ① 外国パスポート（写真欄と日本国査証欄）
- ② 在留カード

※本人確認書類は、都道府県で異なるので受検案内等で確認する

５．技能検定試験の基準およびその細目

技能検定の対象とする技能の内容を明らかにするため、等級別に実技試験と学科試験の試験科目とその範囲を具体的に定められている。

実技試験と学科試験により行われ、両方の試験に合格することが必要です。

※実技試験が学科試験のどちらか片方のみに合格した方は、次回以降は不合格となった試験のみを受検し、合格することで、技能士となることができる

《実技試験》

カーテンウォール施工（金属製カーテンウォール工事作業）は、実際的な対象物または現場の状態、状況などについて説明した設問により、判別・判断・測定・計算などを行う試験で、試験は、「判断等試験」と「計画立案等作業試験」の２種類

《学科試験》

○×式と選択式により出題され、それぞれ 25 問ずつで全 50 問

６．技能検定の実施

技能検定は国家検定試験として厚生労働大臣が定めた実施計画に基づいて、中央職業能力開発協会が試験問題を作成し、各都道府県が試験を実施することとされています。

また、各都道府県の業務のうち、受験申請書の受付、試験実施等の業務は各都道府県職業能力開発協会が行っています。

その中で、東京都のカーテンウォール施工（金属製カーテンウォール工事作業）は建築開口部協会が受験申請書の配布、受付、実技試験場の設営及び検定委員の派遣等、受託団体として協力しています。

７．技能検定の合格者

技能検定に合格した者は、技能士と称することができ、１級の合格者には厚生労働大臣名、２級の合格者には都道府県知事名の合格証書が授与される。同時にそれぞれ金色、銀色の技能士章が授与される。

８．試験の実施について（日程等）

各都道府県職業能力開発協会にお問い合わせください。

「技能検定制度のポータルサイト【技のとびら】_厚生労働省 HP より」

<https://waza.mhlw.go.jp/>

「都道府県職業能力開発協会の所在地および電話番号_中央職業能力開発協会 HP より」

<https://www.javada.or.jp/>

【建築開口部協会への問合せ】 TEL：０３－６４５９－０７３０